

平成二十三年総務省令第八十四号

一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令
放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）及び有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）を実施するため、一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令を次のように定める。

（一般放送の業務の届出等）

第一条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第三百三十三条第一項に規定する一般放送（同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。）の業務（同法第一百一十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第三百三十三条第一項の規定により行う届出は、有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）第一条及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第一百四十二条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第三百四十三条に規定する添付書類を含む。）に代えて、その届出書の様式を別記第一のとおりとする。

2 前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合においては、有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数を添えて、当該一般放送の業務区域（その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、その主たる部分）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出するものとする。

（一般放送の業務の変更届出等）

（一般放送の業務の廃止届出等）

第二条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第三百三十三条第一項に規定する一般放送の業務を行い、又は行おうとする者が有線電気通信法第三条第三項及び放送法第三百三十三条第二項の規定により行う届出（同時に行う場合に限る。）は、有線電気通信法施行規則第四条及び放送法施行規則第一百四十四条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第四条に規定する変更に係る事項を記載した書類及び放送法施行規則第一百四十四条に規定する同令第百四十三条各号に掲げる書類を含む。）に代えて、その届出書を別記第二のとおりとすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により届出を行う場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一条」とあるのは「第四条」と、「別記第一様式」とあるのは「別記第二様式」と読み替えるものとする。

（一般放送の業務の廃止届出等）

第三条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第三百三十三条第一項に規定する一般放送の業務を行い、又は行おうとする者が有線電気通信法第五条及び放送法第三百三十五条第一項の規定により行う届出（同時に行う場合に限る。）は、有線電気通信法施行規則第五条及び放送法施行規則第一百四十六条第一項の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第五条に規定する変更に係る事項を記載した書類及び放送法施行規則第一百四十六条第一項の規定で定める様式に代えて、その届出書を別記第三のとおりとすることができる。）に代えて、その届出書を別記第三のとおりとする。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定により届出を行う場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一条」とあるのは「第五条」と、「別記第一様式」とあるのは「別記第三様式」と読み替えるものとする。

（電磁的方法により提出することができる書類等）

第四条 前三条の規定により総務大臣に提出する書類は、記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

（施行期日）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。
(省令の廃止)

2 次に掲げる省令は、廃止する。

一 有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例（昭和二十八年郵政省令第五十五号）
二 有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例（昭和四十八年郵政省令第四号）

附 則（平成二七年一二月一六日総務省令第一〇四号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月一八日総務省令第一九〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一一月一九日総務省令第一〇二号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和五年一一月二七日総務省令第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

別記第1様式

一般放送の設備設置及び業務開始届

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

有線電気通信設備を設置して、一般放送の業務を行うので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

注 有線電気通信法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない有線電気通信設備及び有線電気通信法施行規則第2条に掲げる有線電気通信設備にあっては、「第2項並びに」の文字を抹消すること。

記

1 届出者

代表権を有する役員の氏名

注1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

2 設置場所

(1) ヘッドエンド、主たる演奏所及び受信空中線

注1 設置の場所は、例えば、「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)ビルの屋上」のように記載すること。

2 主たる演奏所及び受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

注 地図に記載すること。

(3) 設備と工作物又は道路との関係

ア 電 線 等 と の 隔 離 距 離	設備 付近の工作物		架空電流 の支持物	単独柱の 架空電線	共独柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備考		
	電 線			m	m					
	強電流電線	低 壓	() m	()	()	m	m			
		高 壓	()	()	()					
		特別高圧	()	()	()					
	建 造 物									
	イ 道 路 等 と の 関 係	設備	架 空 電 線				備 考			
		付近の 道路及び工作物	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低 の高さ							
		道 路	m							
		鉄道又は軌道								
		横 断 歩 道 橋								
		そ の 他								

注1 アの強電流電線の備考欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、アの強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考欄には、注1の要領で記載すること。

3 イの備考欄には、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

4 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるように記載した図等を添付すること。

3 設備の概要

(1) 機	ヘッドエン ド	種 類	台 数	備 考
	自主放送装 置	種 類	台 数	備 考
	中継増幅器	種 類	台 数	定格出力レ ベル
				dB μ

械 械	分岐器、分配器、及びタップオフ	種類	台数	備考	
線 路	保安装置	種類	台数	備考	
(2) 線 路	線条	架空及び地下の別	線種	こう長	損失
				m	
	電柱	種類	数量	共架電柱の相手方別数量	
				電気通信事業者	電気事業者
		木柱	本	本	本
		コンクリート柱			
		鉄柱			
		その他			
		計			
	(3) 通信回線の電力及び線路の電圧	電力	電力	備考	
			dB μ		
		電圧			

注1 (1)のヘッドエンドの種類の欄には、例えば、「前置増幅器」、「受信増幅器」、「周波数変換器」、「変調器」のように記載すること。

2 (1)のヘッドエンドの備考欄には、ヘッドエンドの出力端子及び前置増幅器の定格出力レベル(単位 dB μ)単位を記載すること。

3 (1)の自主放送装置の種類の欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フィルム投射器については、「8ミリフィルム用」、「35ミリスライド用」のように記載すること。

4 (1)の中継増幅器の種類の欄には、例えば、「幹線増幅器」、「分岐増幅器」、「延長増幅器」のように記載すること。

5 (1)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であって、分岐器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であって、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類の欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「タップオフ(2分配)」のように記載すること。

6 (1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の数を記載すること。

7 (1)の保安装置の欄には、製品名及び製造名を記載すること。

8 (1)の各機械の種類の欄には、光電変換器がある場合は、例えば、「LD(1.5 μm)」、

「LED(0.85 μm)」のように記載すること。

9 (2)の線条の線種の欄には、例えば、「7C—2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

10 (2)の電柱の数量の欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記載すること。

11 (2)の電柱の木柱の備考欄には、共架電柱以外の木柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。

12 (3)の備考欄には、設備の通信回線が有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第2条第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。

13 (3)の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

14 受信空中線がある場合は、(1)のヘッドエンドの欄に記載し、備考欄に受信空中線の地上高(単位m)を記載すること。

4 工事開始及び設置の予定期日

注 工事を要しない場合は、設置の日を記載すること。

5 業務の概要

(1) 一般放送の種類						
(2) 業 務	使用する周波数	用 途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名		
(3) 業務区域						
(4) 放 送 番 組 に 関 す る 事 項	放送番組の編集の基準		放送時間			
			1日当たり	時間		
			主たる放送事項			
(5) 業務開始の予定期日						
(6) 業務開始時の受信 契約者の見込数		()				

有料放送の実施	<input type="checkbox"/> 有料放送を含む	<input type="checkbox"/> 有料放送を含まない
---------	----------------------------------	------------------------------------

注1 (1)の一般放送の種類の欄には、放送法施行規則第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	有線一般放送—テレ비ジョン放送
	有線一般放送—ラジオ放送—告知放送業務

2 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

3 (2)の用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)テレビジョン音声多重放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)テレビジョン文字多重放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

4 (2)の再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

5 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

6 放送番組に関する事項の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

7 (6)の業務開始時の受信契約者の見込数の欄の括弧内には、再放送のみの受信契約者の見込数を再掲すること。

8 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含むか否かについて記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

9 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

6 他の一般放送の業務を行う者に設備の一部を提供する場合にあっては、当該提供に関する事項

注 設備の提供を受けて一般放送の業務を行う者の氏名並びに使用料及び使用時間等の提供条件を記載すること。

備考1 届出に係る一般放送の業務以外の業務の用に供する場合にあっては、当該業務に係る次の事項をこの書類と併せて届け出ること。

(1) 有線電気通信の方式

注 有線電気通信法施行規則別紙様式第二の2に準じて記載すること。

(2) 通信事項

注 有線電気通信法施行規則別紙様式第二の2に準じて記載すること。

(3) 設備の設置場所

注 一般放送の業務と共に使用する設備以外の設備について、有線電気通

信法施行規則別紙様式第二の3に準じて記載すること。

(4) 設備の概要

注 一般放送の業務と共に使用する設備以外の設備について、有線電気通信法施行規則別紙様式第二の4に準じて記載すること。

(5) 共同設置の設備、相互接続の設備又は他人使用的設備に係る使用の態様に関する事項(有線電気通信法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備(有線電気通信法施行規則第2条に掲げるものを除く。)に限る。)

注 有線電気通信法施行規則別紙様式第三に準じて記載すること。

- 2 この様式に使用する様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
-

別記第2様式

一般放送の設備設置及び業務開始届出書記載事項変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けの一般放送の設備設置及び業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注1 有線電気通信設備に係る変更事項については、「有線電気通信の方式」、「設備の設置場所」等を記載すること。

2 変更により有線電気通信法第3条第2項各号に掲げる設備(有線電気通信法施行規則第2条に掲げるものを除く。)に該当することとなるときは、有線電気通信法施行規則別紙様式第三の書類を添えて提出すること。

3 一般放送の業務区域の変更をしようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること。

4 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

6 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別記第3様式

一般放送の設備及び業務廃止届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

有線電気通信設備及び一般放送の業務を廃止したので、有線電気通信法施行規則第5条及び放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止に係る設備の届出年月日	
設備の設置場所	
廃止の理由	
業務区域	

注1 廃止に係る設備の届出年月日の欄には、廃止に係る有線電気通信設備の番号を併記すること。

2 設備の設置場所は、例えば、「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)ビルの屋上」のように記載すること。

3 業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、例えば、「(何)市(何)町」のように記載すること。

4 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。